

法務省民商第378号
令和4年8月3日

法務局長殿
地方法務局長殿

法務省民事局長
(公印省略)

会社法の一部を改正する法律等の施行に伴う商業・法人登記事務の取扱いについて（通達）

会社法の一部を改正する法律（令和元年法律第70号。以下「改正法」という。）、会社法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（令和元年法律第71号。以下「整備法」という。）及び会社法施行規則等の一部を改正する省令（令和2年法務省令第52号）の一部並びに会社法の一部を改正する法律及び会社法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の一部の施行に伴う法務省関係政令の整備に関する政令（令和4年政令第249号。以下「整備政令」という。）及び商業登記規則等の一部を改正する省令（令和4年法務省令第34号。以下「改正省令」という。）が本年9月1日から施行されますので、これらに伴う商業・法人登記事務の取扱いについては、下記の点に留意するよう、貴管下登記官に周知方お取り計らい願います。

なお、本通知中、「法」とあるのは改正法による改正後の会社法（平成17年法律第86号）を、「商登法」とあるのは整備法による改正後の商業登記法（昭和38年法律第125号）を、「組登令」とあるのは整備政令による改正後の組合等登記令（昭和39年政令第29号）を、「商登規」とあるのは改正省令による改正後の商業登記規則（昭和39年法務省令第23号）をいい、特に改正前の条文を引用するときは、「旧」の文字を冠するものとします。

記

第1 電子提供制度の創設

1 概要

改正法において、定款の定めに基づき、株式会社（特例有限会社を含む。以下同じ。）の取締役が株主総会資料（種類株主総会資料を含む。）の内容である情報を自社のホームページ等のウェブサイトに掲載し、株主に対して当該ウェブサイトのアドレス等を株主総会の招集の通知に記載等して通知した場合には、株主の個別の承諾を得ていないときであっても、取締役は、株主に対して株主総会参考書類等を適法に提供したものとする電子提供措置の制度（以下「電子提供制度」という。）が創設された（法第325条の2から第325条の7まで）。株式会社は、取締役が株主総会（種類株主総会を含む。）の招集の手続を行うときは、株主総会資料（種類株主総会資料を含む。）の内容である情報について、電子提供措置をとる旨を定款で定めることができるとされ、この場合、定款には、電子提供措置をとる旨を定めれば足りるとされた（法第325条の2）。

また、振替株式（株券を発行する旨の定款の定めがない会社の株式（譲渡制限株式を除く。）で振替機関が取り扱うもの（社債、株式等の振替に関する法律（平成13年法律第75号。以下「振替法」という。）第128条第1項））を発行する会社については、電子提供制度を利用することを義務付けることとされた（改正法による改正後の振替法第159条の2第1項）。

2 電子提供措置の採用と登記

株式会社は、その設立の際に作成する定款（法第26条第1項）に電子提供措置をとる旨を定めること又は設立後に株主総会の特別決議により定款を変更して電子提供措置をとる旨を定款で定めることができるとされ（法第325条の2、第466条、第309条第2項第11号）、この定款の定めは登記すべき事項とされた（法第911条第3項第12号の2）。

なお、整備法附則第3号に定める日（以下「施行日」という。）において振替株式を発行している会社は、施行日をその定款の変更が効力を生ずる日とする電子提供措置をとる旨の定款の定めを設ける定款の変更の決議をしたものとみなすとされた（整備法第10条第2項）。

3 電子提供措置に関する登記の手続

（1）株式会社の設立の登記

定款に電子提供措置をとる旨の定めのある株式会社の設立の登記にお

いては、その旨も登記すべき事項となり、登記記録の商号区に記録されることとされた（商登規第1条第2項、別表第五商号区の項記録すべき事項の欄）。

なお、この場合の登記の記録例は、別紙記録例1による。

(2) 電子提供措置をとる旨の定款の定めの設定による変更の登記

ア 登記の期間

(ア) 施行日において振替株式を発行している会社

施行日において振替株式を発行している会社については、上記2のとおり、施行日をその定款の変更の効力が生ずる日とする電子提供措置をとる旨の定款の定めを設ける定款の変更の決議をしたものとみなすとされたところ、当該会社は、施行日より前にあらかじめ電子提供措置をとる旨の定款の定めを設ける定款の変更に係る株主総会の決議をした場合も含めて、施行日から6か月以内に、その本店の所在地において、電子提供措置をとる旨の定款の定めの設定による変更の登記をしなければならない（整備法第10条第4項）。

なお、当該会社は、施行日から上記電子提供措置をとる旨の定款の定めの設定による変更の登記をするまでに他の登記をするときは、当該他の登記と同時に、電子提供措置をとる旨の定款の定めの設定による変更の登記をしなければならぬとされた（整備法第10条第5項）。

また、施行日から上記電子提供措置をとる旨の定款の定めの設定による変更の登記をするまでに電子提供措置をとる旨の定款の定めに変更を生じたときは、遅滞なく、当該変更に係る登記とともに、変更前の事項の登記をしなければならぬとされた（整備法第10条第6項）。したがって、この場合には、電子提供措置をとる旨の定款の定めの設定による変更の登記の申請は、電子提供措置をとる旨の定款の定めの廃止による変更の登記の申請と同時でなければ却下するものとする。

(イ) 上記(ア)以外の株式会社

上記(ア)以外の株式会社（施行日後に振替株式を発行する株式会社となる場合を含む。）が株主総会の決議により定款を変更して、電子提供措置をとる旨の定款の定めを設定したときは、当該定款の

変更の効力の発生日から 2 週間以内に、その本店の所在地において、電子提供措置をとる旨の定款の定めの設定による変更の登記をしなければならない（法第 911 条第 3 項第 12 号の 2、第 915 条第 1 項）。

イ 登記すべき事項

(ア) 施行日において振替株式を発行している会社

登記すべき事項は、電子提供措置をとる旨の定款の定め（法第 911 条第 3 項第 12 号の 2）及び変更年月日である。ただし、この場合の変更年月日は、施行日となる。

なお、この場合の登記の記録例は、別紙記録例 2 による。

(イ) 上記(ア)以外の会社

登記すべき事項は、電子提供措置をとる旨の定款の定め（法第 911 条第 3 項第 12 号の 2）及び変更年月日である。

なお、この場合の登記の記録例は、別紙記録例 3 による。

ウ 添付書面

登記の申請書には、次の書面を添付しなければならない。

(ア) 施行日において振替株式を発行している会社

整備法第 10 条第 7 項において、「第二項の規定により定款の変更の決議をしたものとみなされた場合における第四項の登記の申請書には、当該場合に該当することを証する書面を添付しなければならない。」と規定されているところ、これは、当該会社が施行日において振替株式を発行している会社であることを証する書面であり、具体的には、当該株式会社の代表者の作成に係る証明書である（別紙様式例参照）。

(イ) 上記(ア)以外の株式会社

株主総会の議事録並びに主要な株主の氏名又は名称、住所及び議決権数等を証する書面（以下「株主リスト」という。）である（商登法第 46 条第 2 項、商登規第 61 条第 3 項）。

エ 登録免許税

登録免許税額は、申請 1 件につき 3 万円である（登録免許税法（昭和 42 年法律第 35 号。以下「登免税法」という。）別表第一第 24 号（一）ツ）。

オ その他

公開会社でない会社又は株券発行会社から、上記ウ(ア)に掲げる書面を添付して電子提供措置をとる旨の定款の定めの設定による変更の登記の申請がされた場合には、当該申請は却下するものとする（振替法第128条第1項、商登法第24条第8号）。

(3) 電子提供措置をとる旨の定款の定めの廃止による変更の登記

ア 登記の期間

株式会社が株主総会の決議により定款を変更して、電子提供措置をとる旨の定款の定めを廃止したときは、当該定款の変更の効力の発生日から2週間以内に、その本店の所在地において、電子提供措置をとる旨の定款の定めの廃止による変更の登記をしなければならない（法第911条第3項第12号の2、第915条第1項）。

イ 登記すべき事項

登記すべき事項は、電子提供措置をとる旨の定款の定めを廃止した旨及び廃止年月日である。

なお、この場合の登記の記録例は、別紙記録例4による。

ウ 添付書面

登記の申請書には、株主総会の議事録及び株主リストを添付しなければならない（商登法第46条第2項、商登規第61条第3項）。

エ 登録免許税

登録免許税額は、申請1件につき3万円である（登免税法別表第一第24号（一）ツ）。

第2 支店の所在地における登記の廃止

1 概要

支店の所在地における登記義務を負う会社の負担軽減等の観点から、会社の支店の所在地における登記は、廃止された（旧法第930条から第932条まで）。

これに伴い、商登法においても、支店の所在地における登記に関する規定（旧商登法第17条第3項、第48条から第50条まで、第138条）が削除されるとともに、所要の整備がされた。

したがって、施行日以後に、旧商登法第48条の規定による支店の所在

地における登記の申請がされた場合は、当該申請は却下するものとする（商登法第24条第2号）。

2 会社の支店の所在地における登記の登記記録の閉鎖

登記官は、改正省令の施行の際現にされている会社の支店の所在地における登記の登記記録を閉鎖しなければならないこととされた（改正省令附則第2項及び第3項）。

第3 法人等に係る登記事務について

1 電子提供制度の創設

整備法により、別添に掲げる法人においては、電子提供制度を導入することができることとされた。

なお、施行日において振替投資口を発行している投資法人並びに振替優先出資を発行している協同組織金融機関及び特定目的会社（整備法第10条第9項、第14項及び第19項。以下「一部の例外法人」という。）を除き、これらの法人における電子提供制度の導入はいずれも任意である。

この際の登記の手続については、一部の例外法人にあっては第1の3の(2)のア(ア)、イ(ア)、ウ(ア)及びエ（当該登記に登録免許税が課税される法人に限る。）と、それ以外の法人にあっては第1の3の(1)、(2)のア(イ)、イ(イ)、ウ(イ)、エ（当該登記に登録免許税が課税される法人に限る。）及び(3)と、それぞれ同様とする。

2 支店又は従たる事務所の所在地における登記の廃止

支店又は従たる事務所の所在地における登記義務を負う会社を除くその他の法人、投資事業有限責任組合及び有限責任事業組合の負担軽減等の観点から、法人等の支店又は従たる事務所の所在地における登記は、廃止された（旧組登令第11条から第13条まで等）。

なお、施行日以後に旧組登令第11条等の規定による支店等の所在地における登記の申請がされた場合の取扱い等については、第2の1及び2と同様とする。

(別紙記録例)

1 設立の際の定款に電子提供措置をとる旨の定めがある場合

電子提供措置に関する規定	当会社は株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。
--------------	------------------------------------------------------

[注] 「電子提供措置に関する規定」欄には、原則として定款の文言どおりに記録する。

2 整備法第10条第4項の規定による電子提供措置をとる旨の定めの登記

電子提供措置に関する規定	当会社は株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。	令和 4年 9月 1日設定 ----- 令和 4年 10月 3日登記
--------------	------------------------------------------------------	------------------------------------------

[注] 整備法第10条第2項の規定により、振替株式を発行している会社については、同法の施行日（令和4年9月1日）をその定款の変更が効力を生ずる日とする電子提供措置をとる旨の定めを設ける定款の変更の決議をしたものとみなされるため、変更年月日は、「令和4年9月1日」となる。

3 電子提供措置をとる旨の定めを設けた場合

電子提供措置に関する規定	当会社は株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。	令和 4年 10月 3日設定 ----- 令和 4年 10月 14日登記
--------------	------------------------------------------------------	--------------------------------------------

4 電子提供措置をとる旨の定めを廃止した場合

電子提供措置に関する規定	当会社は株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。	令和 4年 10月 3日設定 ----- 令和 4年 10月 14日登記 ----- 令和 5年 4月 3日廃止 ----- 令和 5年 4月 10日登記
--------------	------------------------------------------------------	-------------------------------------------------------------------------------------------------

(別紙様式例)

株主総会参考書類等の電子提供措置をとる旨の定款の定めを設ける旨の定款の変更の決議をしたものとみなされた場合に該当することを証する書面

当会社は、会社法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（令和元年法律第71号。以下「整備法」という。）の施行日（令和4年9月1日）において、社債、株式等の振替に関する法律（平成13年法律第75号）第128条第1項に規定する振替株式を発行しており、整備法第10条第2項の規定により、当該施行日をその定款の変更が効力を生ずる日とする電子提供措置をとる旨の定款の定めを設ける定款の変更の決議をしたものとみなされた会社であることを証明します。

令和〇〇年〇〇月〇〇日

〇県〇市〇町〇丁目〇番〇号

株式会社 〇〇

代表取締役 〇〇 〇〇

電子提供制度を導入することができる法人一覧

- 一般社団法人【一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第47条の2】
- 投資法人【投資信託及び投資法人に関する法律第94条第1項】
- 信用金庫、信用金庫連合会【信用金庫法第48条の9】
- 労働金庫、労働金庫連合会【労働金庫法第54条の2】
- 協同組織金融機関（優先出資者総会に係る部分）
【協同組織金融機関の優先出資に関する法律第40条第4項】
- 相互会社【保険業法第41条第1項等】
- 特定目的会社【資産の流動化に関する法律第65条第3項】
- 医療法人【医療法第46条の3の6】
- 漁業協同組合、漁業生産組合、漁業協同組合連合会、水産加工業協同組合、水産加工業協同組合連合会
【水産業協同組合法第47条の5の2等】
- 森林組合、生産森林組合、森林組合連合会【森林組合法第60条の3の2等】
- 農業協同組合、農業協同組合連合会【農業協同組合法第43条の6の2】
- 農林中央金庫【農林中央金庫法第46条の4】